

一、町人等可立置事。  
一、日切八月十日以前相究事。  
(天正八年)  
七月十七日

(織田信長)  
朱 印

敬白起請

右意趣者、今度光壽赦免事、其方於異儀者、條敷之通聊以不可有相違。若此旨於僞者、  
(無説カ)  
梵天帝釋四大天王、惣日本國中大小神祇、八幡大菩薩・春日大明神・天滿大自在天神・愛宕・白山權現、殊氏神可蒙御討候也。仍起請如件。  
(以下主筆)

天正八年七月十七日

(織田)  
信 長 在判血判

本願寺新門主

(次いで信長が教如と和議の成立したるは七月廿四日、大坂御堂を受取りたるは廿八日に在りて、加賀返付のことは遂に實行せられざりしなり。)

八月三日。本願寺顯如、加州四郡等に、教如の大坂を開城したる次第を報す。

【本願寺文書】 山城

一六七五

急度染筆候。仍大坂之儀、徒者之所行として企天下之表裏、不成立事ゆへ、家中之恥辱不過之候。隨而大坂昨日

二日令退城候。言語道斷、比與之仕立不及是非候。就中其國之儀、敢前已來如申下候、信長公へ令懇望、嚴重之

子細在之條、万端此方より如申付、可致其心得事肝要候。惣弓箭之行可相止候。幾重も以道理之上可申達候。次寺内織部・井上善五郎二人事罷下、狼藉之働前代未聞曲

事次第候間、速可令成敗事、可爲忠節候。當庄之儀彌粉骨頼入候。猶刑部法眼可令演説候。  
(下問難儀)  
(天正八年)  
八月三日

加州四郡中

鈴木出羽守どのへ

山内惣庄中

(右は案文なり。末文當庄之儀彌粉骨頼入候とあるは、鈴木等を宛所とせし場合にのみ限るべし。又八月二日大坂を退去したりといふは教如のことに係る。)

八月廿三日。菅屋長頼、羽咋郡氣多社に、その社務領を安堵せしむ。

【氣多神社文書】 羽咋郡

一六七六

羽喰郡之儀、土肥但馬守知行付而、一宮氣多社修造分、社務分目所々之免田當知行分、但馬方雖被相蒞、拙者相理之條、如前々不可有相違候。猶以可得上儀間者、一切借物等不可有其沙汰者也。仍如件。

天正八

八月廿三日

菅屋九右衛門尉

長 頼 在判

一宮惣中

八月。柴田勝家、江沼郡山中湯に制札を與ふ。

【遺編類纂】

一六七七

禁 制

山 中 湯

一、當手軍勢甲乙人亂妨狼藉之事。

一、陣取之事。

一、放火之事。

一、伐採竹木事。

右堅令停止畢。若於違犯輩者、速可處嚴科者也。仍下知如件。

天正八年八月 日

(柴田勝家)  
修理亮 在判

九月朔日。織田信長、長連龍に、鹿島半郡を領知せしむ。

【長 文書】 金澤

一六七八

追而絹五疋到來、懇志悅入候。

知行方事、最前七尾与入魂分、鹿島半郡可領知之。重而

以自餘可申付之條、先此分可然候。七尾使者爰元有之候間、右之通申聞候。次居城之儀、福光に有之尤候。猶菅屋九右衛門尉可申候也。  
(長頼)  
(福水)  
(天正八年)  
九月一日

長九郎左衛門尉殿

(織田)  
信 長 在印

十月四日。溫井景隆、鳳至郡西光寺に、同寺看坊職の田地を安堵せしむ。

【西光寺文書】 鳳至郡

一六七九